

令和2年5月27日

各本部委員  
各単位団代表者様

草津市スポーツ少年団  
本部長 村上 嘉寛  
(公印省略)

### 6月1日からの学校教育活動再開に伴う**スポーツ少年団活動の段階的な再開について**

今回の新型コロナウイルス感染症拡大対策に伴い、当面（5/7～5/31）の活動中止を要請させていただいたところですが、この間、各単位団におかれましてはご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、この度、草津市教育委員会におかれましては、県内・市内での現在までの感染状況を踏まえ、小・中学校については感染防止策を徹底したうえで6/1から、市内社会体育施設についても同じく感染防止策を徹底したうえで6/1から、それぞれ再開されることとなりました。

(学校施設の開放については、グラウンドは6/8(月)から、体育館は7/1(水)からそれぞれ再開されます。)

草津市スポーツ少年団と致しましては、今回の学校教育活動の再開を踏まえ、活動を再開する環境は整いつつありますが、感染リスクが完全に解消された状況ではないと考えております。

つきましては、各単位団におかれましては、**下記の「スポーツ少年団活動実施の条件」や「留意事項」**を十分ご了知いただき、**競技種目や活動・練習内容ごとに指導者の適切な判断のもと、段階的な再開をお願いします。**

なお、現在のところ、本市においては新たな感染者は判明しておりませんが、感染の第二波のリスクも考えられます。今後とも国・県・市の要請や対応も日々更新されますことから、引き続き、関係機関からの情報提供の内容を十分ご了知いただき、適切に対応いただきますようお願いいたします。

また、是非この機会に、スポーツ少年団の理念を踏まえ、地域の医療機関への感謝等、「スポーツで人をつなぎ、地域づくりに貢献する」活動のご検討もいただけましたら幸いです。

記

#### **スポーツ少年団活動実施の条件**

1. 単位団団員の所属する学校の教育活動が行われていないこと。スポーツ少年団の事業、活動と重なった場合は、各学校の教育活動を優先させること。
2. 団員、保護者の判断を優先し、参加を強要しないこと。
3. 使用する学校体育施設、社会体育施設、その他スポーツ施設の使用許可にあたり、感染症対策など付せられた条件を遵守すること。

## 留意事項

1. 基本的に、団員は2ヶ月以上活動していなかったことから、けがや体調不良とならないよう、活動内容や活動量について段階的な指導を行ってください。また、熱中症の予防にも配慮してください。
2. 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、3つの密を避けることはもちろん、事前に体温測定、更衣室での配慮等、主たる活動の前後についても十分配慮してください。
3. 団員の指導にあたりましては、特に「県教育委員会」通知文書中の「別紙1」「別紙2」を踏まえて行ってください。なお、マスクの着用については、指導者は着用、団員は着用しないようよろしくお願いします。(別途添付)

**別紙1** 「学校再開後の体育の授業に関する留意事項(6/1～当面の間)5月21日改訂版」

**別紙2** 「学校再開後の部活動について(6/1～当面の間)」

草津市スポーツ少年団(草津市スポーツ協会)  
草津市下笠町101 草津市立総合体育館内  
竹村/芝(TEL077-568-5300)(FAX077-568-5301)  
E-mail:takemura@taikyo.net  
HP : <https://taikyo.net>